

氏名	てら うち ひろし 寺 内 浩
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	論 文 博 第 413 号
学位授与の日付	平 成 13 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	受領制の研究

論文調査委員 (主査) 教授 鎌田元一 教授 勝山清次 助教授 吉川真司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、受領制の成立・展開過程、および受領考課制度を分析することにより、受領=悪吏・貪吏というこれまでの一面的な受領像を打破し、受領が平安時代の国家財政運営に重要な役割を果たしていたことを明らかにしようとしたものである。全体は、研究史と本論文の基本的立場を述べた序章の他に、三部十章および二つの補論から構成される。

第一部第一章「平安初期の受領と任用」は、受領への権力集中の過程を明らかにするために、国司の交替時に新旧国司間でなされる官物の分付・受領が、いつから受領の交替時にのみなされるようになったかを検討したものである。八世紀の専当制の下では、官長と任用の間で交替政のあり方に基本的な差異はなかったが、八世紀末になると任用が専当人なることを忌避し、任用の交替時には分付・受領がなされなくなり、その結果官物の分付・受領は受領の交替時にのみなされるようになるとの見解が示される。

同第二章「大帳・正税帳制度の解体」は、大帳・正税帳制度の機能喪失という側面から律令国家財政の解体過程を論じたものである。民部省による中央集権的な国家財政運営を可能としたのは財政関係の諸帳簿であったが、とりわけ重要なものが、諸国から進上される大帳と正税帳の二つの帳簿であった。ところが十世紀後半になると、これら二つの帳簿は形骸化し、大帳・税帳勘合制は機能を失う。故にこのころになると律令国家財政もまた解体の危機を迎えたことになるとの見解が示される。

同第三章「弁済使の成立過程」は、中央の出納・保管官司の機能衰退という点を中心に弁済使の成立過程を論じたものである。八、九世紀においては、運京された諸国の官物は大蔵省以下の保管官司の倉庫に搬入されていたが、国司による私的利益確保と出納・保管官司の機能衰退のため、京進されたものの、保管官司の倉庫へ納入されない官物、すなわち「在下」の存在が問題化するようになる。そして、こうした「在下」が拡大・定着するなかで、その管理・運営のために、国司と出納・保管官司の利害が一致したところに生まれたのが弁済使であるとしている。

第二部第一章「受領の私富と国家財政」は、受領の私富蓄積と国家財政の関係を論じたものである。まず最初に、受領による私富蓄積の画期が十世紀後半であることを指摘し、それは、受領が納官量を減少させる一方で収取体制を再編・強化させたためだけでなく、大帳・正税帳制度が解体して政府が受領による収取物の私富転化をもはや規制することができなくなったためであるとする。しかし、受領の私富蓄積を容認した政府は、一方で受領の私富蓄積を利用して国家財政収入の増加をはかっていたとの見解が示される。受領の権門に対する経済的奉仕については、それを賄賂的なものとする認識が一般的だが、権門が単なる私的権力ではなく一つの公権力であったとすると、受領の私富は権門の家産経済を含む「広義の国家財政」に回収されていたと考えることも可能であるとしている。

同第二章「撰関・院政期の国家財政と受領」は、受領の「私物」が各方面に支出される際に撰関家・院などの権門が経費支出にいかに関わったのか、またそうしたことがなぜ可能となったかを論じたものである。十世紀後半以降、調庸雑物・封物、召物・国宛、成功、経済的奉仕などはともに受領の「私物」から支出されるようになるのだが、いずれにおいても支出対象は撰関家や院などの権力を掌握した権門の意向に大きく左右されていたことが指摘される。そしてこうしたことは、撰

関家や院などの権門は受領人事権をてこに受領をその支配下に置き、官僚制機構を通さずに直接に受領を動かして収取物の支出に関与したためであるとの見解が示される。

同第三章「国司苛政上訴について」は、受領の非法を訴える国司苛政上訴や逆に受領の延任・重任を求める国司善政上申がなぜ十世紀後半から十一世紀前半の時期に集中してなされたのかを検討したものである。十世紀後半から国司苛政上訴や国司善政上申が盛んになされたのは、政府が受領の治政状況を把握するため、それらに積極的に対応した結果である。ところが、権力者の恣意的な受領人事が多くなるにつれ、治政内容が受領人事に反映されなくなり、こうした結果、そのような受領に対して苛政上訴・善政上申を行なうことの意味がなくなり、十一世紀後半以降、それらは次第になされなくなるとの見解が示される。

同第四章「知行国制の成立」は、関係史料が少なく、これまで不明な点が多かった成立期の知行国制について検討を加えたものである。最初に、当事者能力に欠ける少年受領の国々は、その後見者を知行国主とする知行国とみなすことができることを指摘し、その補任過程の分析から、受領のポストを確保した主体が受領本人ではなく知行国主だった故に、知行国主が受領の申任・国務沙汰・収入といった権限を掌握することができたとしている。次に、公卿などが知行国を有したことについては、成立期の知行国主のほとんどが富裕な院近臣で占められているので、彼らにおいては知行国は受領収入を得てさらに富を増大させるためのものであったとの見解が示される。

同補論一「伊予守藤原為任」は、三条朝の受領人事から三条天皇と藤原道長の権力関係を論じたものである。まず、摂関期の受領人事は権力者の意向に左右されることが多く、受領人事を考察することにより、当時の政治権力の所在をうかがい知ることができると指摘する。そして、三条朝の受領人事の分析から、三条天皇と道長はともに他を圧倒するような力を持っておらず、それ故に両者は厳しい対立を続けたとの見解が示される。

同補論二「院政期における家司受領と院司受領」は、白河親政・院政期と鳥羽院政期を対象に、家司受領と院司受領の人数・任国を調査・検討したものである。その結果、家司受領と院司受領は、堀河天皇が死去するまでは人数面でさほど差はないが、死去後は院司受領の数が増えるだけでなく、収入の多い国が彼らによってほぼ独占されるようになるとの指摘がなされる。

第三部第一章「受領考課制度の成立」は、国司四等官全員を対象とする令制本来の国司考課制度が変化し、受領のみを対象とする新しい考課制度、すなわち受領考課制度が成立する過程を検討したものである。八世紀末以降、国政に関する権限や責務が受領に集中するのだが、そうした結果、九世紀末に受領のみを対象とし、調庸・雑米などの財政的な事柄を評価の基準とする受領考課制度が成立する。しかし、現実には調庸・雑米などを規定通りに納入することは困難であり、十世紀に入ると受領功過定が始まり、主計・主税寮から大勘文が提出されて、前司の成績との相対的評価でもって考課が行われるようになるとの見解が示される。

同第二章「受領考課制度の変容」は、摂関期の受領考課制度について検討したものである。摂関期の受領功過定については、近年の研究ではそれが受領統制に果たした役割を積極的に評価する意見が有力となっているが、調庸以下の従来の租税収入が国家財政の中で占める比重が小さくなるなど、実際には摂関期になると受領功過定が持つ意味は小さくなっていること、また、受領人事も天皇・摂関家によって恣意的に運用されており、摂関期になると受領考課制度は解体・形骸化しつつあることが指摘される。

同第三章「受領考課制度の解体」は、院政期の受領考課制度について検討したものである。院政期になると調庸以下の従来の租税収入の国家財政に占める比重が一層小さくなり、また院司受領を中心に受領功過定を受けない者が多くなるなど、受領功過定の役割の低下がさらに進行する。また、院政期になると恣意的な受領人事がさらに進行し、受領考課制度はもはや有効に機能しなくなる。従って、九世紀末に成立した受領考課制度は、摂関期以降解体・形骸化の道をたどり、院政期になってその終末を迎えるに至るとの見解が示される。

論文審査の結果の要旨

律令国司制は、守・介・掾・目の四等官がともに国政に従事し、連帯して責任を負うというのが本来の原則であったが、八世紀末以降、調庸の違期・未進の進行や正税の欠負の増大など、令制本来の地方支配が急速に困難の度を加えるなか、任

用国司は次第に国政から疎外され、九世紀末～十世紀初頭には官長（受領）に国政に関する権限と責務が集中するようになる。また、律令国家財政は、大帳・正税帳など財政関係の諸帳簿を通じて国家財政運営を政府がその管理下に置くというのが本来のあり方であったが、十世紀後半になると大帳・正税帳制度が解体し、従来のような中央集権的な国家財政運営は不可能となる。その結果、国内の収取物は受領の一元的管理下に置かれ、受領は国内の収取物の支出に関して大きな権限を持つようになった。このように国政に関する権限と責務が集中したことに加え、受領が国家財政運営に重要な役割を果たすようになる十世紀後半期、国司制は新たな段階に入ったと考えられる。本論文は、それまでの律令国司制と区分して、十世紀後半以降の国司制を受領制として位置付け、その成立・展開過程、及びその歴史的特質を明らかにしようとしたものである。全体は三部に分かたれ、第一部「受領制の成立」では、交替政、大帳・正税帳制度、弁済使の検討を通じて受領制の成立過程が、第二部「受領制の展開」では、受領私富、国司苛政上訴、知行国制などの検討によって受領と国家財政、受領と政治権力との関係が、第三部「受領考課制度の研究」では、その成立・変容・解体の全過程が明らかにされる。

1960、70年代以降、平安時代の社会経済史研究、国家財政史研究の進展には目覚ましいものがあり、そのようななかで受領による国内支配や収取形態、受領が当時の国家支配機構のなかで占めていた位置についての解明も大きな進展を遂げた。その結果、受領＝悪吏・貪吏というかつての一面的な受領観は訂正され、最近の研究では、十世紀後半期に国家の財政構造が転換し、受領が基軸となって国家財政運営がなされるようになったことが明らかにされつつある。しかし、十世紀後半期を画期としていかに評価するか、中央政府・権門と受領との関係をどうとらえるかなど、研究者間に意見の相違も少なくはなく、今後のさらなる研究の進展が期待される。本論文はまさにそのような要請に応えるべく、受領制の概念のもとにその全体像の解明に取り組んだものであり、今日望みうる受領研究の最も体系的かつ精密な研究書といってよい。本論文の価値はまずこの点に求められる。

本論文が新たに明らかにした事実、また新たに提示した論点は多い。

まず第一部第一章「平安初期の受領と任用」では、受領への権力集中の過程を解明するために、国司の交替時に新旧国司間でなされる官物の分付・受領がいつから官長の交替時にのみなされるようになったかが検討され、早くもそれが八世紀末～九世紀初頭に遡ることが明らかにされる。依拠史料の解釈になお議論の余地を残す点もあるが、重要な指摘である。

同第二章「大帳・正税帳制度の解体」では、同制度が十世紀の後半期に解体することが明らかにされ、それはすなわち、この時期に律令国家財政もまた解体の危機を迎えたことを意味するとの見解が示される。特に目新しい指摘ではないが、財政帳簿の勘合制度に関する史料は難解なものが多く、その丹念な検討・読解によって改めてこの点が確認されたことは多とすべきである。

同第三章「弁済使の成立過程」では、弁済使成立の前提に「在下」の存在、その使用の日常化があったことが明らかにされる。本来律令制の下では、綱丁によって運京された諸国の官物は大蔵省以下の保管官司の倉庫に搬入され、そこから必要に応じて各官司・官人に分配されていた。ところが十世紀末になると、諸国の官物は保管官司の倉庫にはほとんど納入されずに、受領宅や受領が京都近辺に置いた納所に運ばれ、下文や返抄を持った各官司・官人の使が官物を受け取りに行くという方式が一般的になる。その際、受領に代わってこうした受領宅や納所に収められた官物の管理・弁済にあたったのが弁済使である。論者は十世紀の史料に散見する「在下」に着目することにより、このような方式が成立する背景を明らかにした。「在下」とは京進されたものの大蔵省などの保管官司の倉庫に納められないままの官物を指すが、それは単に国司による私的利益確保の動きからばかりでなく、当時における出納・保管官司の機能低下を重要な要因として発生した。こうした「在下」の拡大・定着のなかで、その管理・運営のために、国司と出納・保管官司の利害が一致したところに生まれたのが弁済使であることが明らかにされる。

受領と国家財政・政治権力との関係を論じた第二部の諸章で注目されるのは、受領の私富蓄積を単に否定的に捉えるのではなく、それを律令国家財政解体後の新たな国家財政の仕組みを担うものとして、積極的に位置付ける論点が提示されたことである。受領の私富蓄積を容認した政府は、一方では成功など、さまざまな方法でもって私富の回収を行っていた。受領の私富蓄積を利用して国家財政収入の増加をはかったのである。受領の権門に対する経済的奉仕についても、それを賄賂的なものとする認識が一般的だが、権門が単なる私的権力ではなく一つの公権力であったとすると、受領の私富は権門の家産経済を含む「広義の国家財政」に回収されていたと考えることも可能であるとの見解は、当時の国家体制を考える上で重要な

提言と評価できる。

受領考課制度を取り扱った第三部では、まず関係史料の丹念な調査・検討により、その成立・変容・解体の全過程が綿密に跡付けられた点に大きな意義が認められる。その結果、例えば撰関期の受領功過定について、それが受領統制に果たした役割を積極的に評価する近時有力な意見は却けられ、実際には撰関期になると受領功過定のもつ意味は低下し、受領考課制度は解体・形骸化しつつあることが示されるなど、重要な指摘がなされている。これらの他にも本論文によって解明された点は多く、今後の受領制研究の基礎となる業績と評価できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2001年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。